

船橋市顧問弁護士に関する要綱

船橋市顧問弁護士に関する要綱（平成16年船行第825号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 本市の市政執行に係る法律上の問題についての相談（以下「法律相談」という。）を受ける顧問弁護士に関し、必要な事項を定める。

（定数）

第2条 顧問弁護士の定数は、3人とする。

（選任基準）

第3条 原則として、顧問弁護士のうち1人は、その属する事務所が市内又は本市に隣接する市に所在する者とする。

（業務等）

第4条 顧問弁護士は、市役所本庁舎内において月2回の法律相談を定期に行うほか、緊急の場合その他特に必要がある場合は、随時に相談を受けるものとする。

2 顧問弁護士は、市長その他の執行機関から依頼があったときは、訴訟代理人として本市に係る訴訟に関する事務等を受任する。

（補則）

第5条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。